

## 【Q&A】

### Q 1. 「小規模企業者経営支援給付金」事業とは？

- A. この給付金事業は、国の持続化給付金の対象（売上の減少が前年同月比50%以上）にならない小規模企業者に対して、事業全般に広く使える市独自の経営支援給付金として支給します。

### Q 2. 小規模企業者とは？

A.

業 種		小規模企業者
		常時使用する従業員の数
(ア)	製造業、建設業、運輸業、その他の業種（(イ)～(エ)を除く）	20人以下
(イ)	卸売業	5人以下
(ウ)	サービス業	5人以下
(エ)	小売業	5人以下

### Q 3. 対象にならない業種はあるのか？

- A. 業種による対象の制限はありません。ただし、『法人税法』別表第1に規定する公共法人、宗教上の組織または団体、政治団体及び『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）』に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者は対象外となります。

### Q 4. 常時雇用する従業員数はどの時点の人数ですか？

- A. 申請日時点人数を御記入ください。従業員数とは労働基準法第20条「予め解雇の予告を必要とする者」です。これに該当しない場合は同法21条に定められている下記の場合です。
- ① 日日雇い入れられる者（一カ月を超えて引き続き使用されるに至った場合除く）
  - ② 二箇月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
  - ③ 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
  - ④ 試の使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合除く）

### Q 5. 事業所をいくつか持っている場合、申請時の売上高は1つの事業所のものか、事業所全体のものか？

- A. 法人全体の売上高になります。

**Q 6. フリーランスも対象になりますか？**

A. 事業収入のあるフリーランスの方で、売上高が減少し市内に住民票がある場合は対象となります。

**Q 7. サラリーマンだが、副業で収入を得ている場合、対象となるか？**

A. 副業による事業収入について、確定申告を行っている場合には、対象となります。

**Q 8. 個人売上の収入が大きく減少している場合、対象になりますか？**

A. その収入を事業収入として確定申告していれば対象となります。

**Q 9. 創業後まだ1年経っていないが、対象になりますか？**

A. 国の「持続化給付金」の申請要件に準じて、2019年中に創業した事業者も対象とします。

**Q 10. 確定申告を行っていないが申請できますか？**

A. 確定申告をすることが必要です。ただし、税務署の指導により確定申告が不要と判断されたために申告していない場合は、税務課市民税の申告書の写しを添付することで申請を可とします。

**Q 11. 紛失等により、2019年確定申告書類が手元にない場合、どうしたらよいですか？**

A. 2018年分の確定申告書の写しを提出してください。それもない場合は、再交付について、税務署や契約している税理士にご相談ください。

**Q 12. 新型コロナウイルス感染症の影響により、確定申告の期間が延長されているが、確定申告書の写しの提出はどうしたらよいですか？**

A. 法人の場合は、前々年度の事業年度の確定申告書類。個人事業者の場合は、2018年度の確定申告書類等の控え又は2018年分の市民税の申告書類（収支内訳書の「月別売上（収入）金額の明細」を含むもの）の控えを提出してください。

**Q 13. 売上に消費税は含まれますか？**

A. 確定申告の際、売上高に消費税を計上している事業者については、対象月の売上高に消費税を含んで計算してください。逆に、売上高に消費税を計上していない場合は、売上高に消費税を含まずに計算してください。

**Q 14. 営業を自粛していますが、申請の対象になりますか？**

A. 申請日時点で廃業等しておらず、今後も事業継続の予定であり、要件を満たしている場合は対象となります。

**Q 15. 事業が継続できなかった場合のペナルティはあるのか？**

A. 経営継続のため、努力をなされてなお、事業継続ができなかった場合はやむを得なかったものと判断しますが、申請時から事業継続の意思がなかったと判断される場合は給付金返還の対象となり得ます。

**Q16. いつから実施しているのですか？**

A. 7月1日から郵送での申請受付を開始しています。

**Q17. 対象期間を1月から5月までとした理由は？**

A. 新型コロナウイルスに関して全国に発令していた緊急事態宣言が2020年5月14日に徳島県を含む39県、また、同21日に近畿3府県、同25日に東京など5都道県で解除されたことを受けて、支援対象の期間を5月末までとしました。

**Q18. 給付は複数回受けられますか？**

A. 1事業者につき1回です。

**Q19. 国の「持続化給付金」との併用は可能ですか？**

A. 国の「持続化給付金」との併給は認めていません。令和2年1月から5月までの各月の売上げにおいて、前年同月比50%以上の減少となった月がある場合は、国の「持続化給付金」の対象となることから鳴門市での申請はできません。

**Q20. 売上げの減少率が30%以上50%未満で市の「小規模企業者経営支援給付金」に申請した後、国の「持続化給付金」にも申請できますか？**

A. 「小規模企業者経営支援給付金」を給付後、業績悪化により、国の「持続化給付金」を給付した場合は、鳴門市独自の給付金の返還が必要となります。なお、国の「持続化給付金」については、他の給付金や協力金、各種補助金等との併給は可能とされています。

**Q21. 給付金は課税の対象となりますか？**

A. この給付金は、事業者の収入の減少や賃料・給与などの経費の補てんを目的とするもので課税の対象になりますが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。

**Q22. 「新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金」と今回の「小規模企業者経営支援給付金」の両方へ申請することはできますか？**

A. 要件に合えば、両方へ申請できます。

**Q23. Web申請はできるのか？**

A. できません。原則、郵送での申請をお願いします。

**Q24. 提出に当たって、郵送方法に指定はありますか？**

A. 郵送事故防止のため特定記録または簡易書留にて送付ください。

**Q25. 一度提出した申請書類は、返却してもらえますか？**

A. 申請書や提出書類については、書類の不備などを除き、提出後の返却などは対応できませんので、あらかじめご了承ください。  
必要があれば申請書等の写しを事前に保管してください。